

基礎調査実施要領（案）（既存盛土調査編）**第一 目的**

この要領（案）は、基礎調査のうち、既存盛土（大規模盛土造成地含む）対応のための調査の考え方や手順を示すものであり、盛土等に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査の実施の考え方や手順を示すことにより、円滑な基礎調査の実施及び既存の盛土等の安全性向上を図り、もって宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に資することを目的とする。

第二 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方

盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域内にある既存の盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、勧告・命令等を行い、安全対策を実施することが求められる。このため、都道府県等は、既存の盛土等の分布や安全性について調査を実施することが必要である。なお、その際、関係市町村や土地所有者等が実施した調査結果を活用することも考えられる。

第三 用語の定義

この要領（案）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 盛土等

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。

二 既存盛土

既存盛土は、既存の盛土等全体を対象としたものをいう。

このうち、この要領で扱う既存盛土は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下、「規制区域」という。）内に存在する盛土等で、許可・届出の対象となる盛土等をいう。このため、広義の既存盛土には、このほか、規制区域内の対象規模未満の盛土等、規制区域外の盛土等が存在する。なお、この要領では、以下に記載する大規模盛土造成地については、既存盛土に含まれるが対応等は別途示すものとする。

三 大規模盛土造成地

既存盛土のうち、以下のいずれかの要件を満たす盛土造成地をいう。

谷埋め型大規模盛土造成地：盛土の面積が 3,000 m²以上のもの。

腹付け型大規模盛土造成地：原地盤面の勾配が 20° 以上かつ盛土の高さが 5m 以上のもの。

原則として、農地、森林等宅地でない土地は含まない。

第四 調査対象

一 調査の範囲

規制区域内での調査を基本とする。

二 調査の対象時期

既存盛土に関する調査で対象とする年代は、地域における盛土等の造成工事や盛土等による災害発生の状況、机上調査資料の整備状況（地形情報等の存在期間や精度）、既存調査の状況等を勘案して計画するものとする。なお、規制区域内の網羅的な調査としては、机上調査により実施可能な資料の存在する時期までの調査とし、これより古いものは、既存の調査結果・許認可情報等の個別情報について調査することを基本とする。

三 調査の対象規模

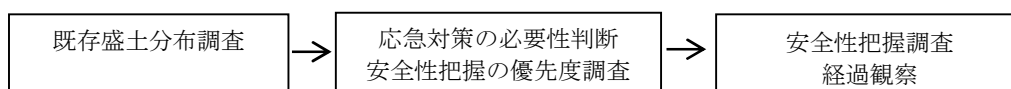
規制区域における許可・届出の必要な盛土等とする。ただし、規制区域指定前に行われた盛土等については、机上調査では一定の規模以上のものを優先する。

第五 調査内容

一 調査の内容、実施主体

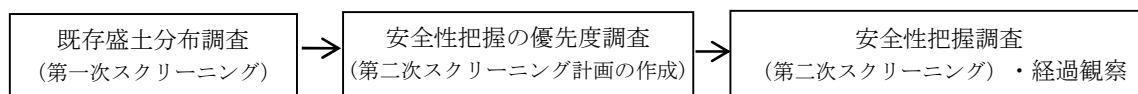
調査は、既存盛土の分布の把握や安全性把握等を行うために行う。なお、大規模盛土造成地については、この要領（案）の策定前より実施してきた経緯があるため、この調査結果は既存資料として活用する。

調査としては、既存盛土の分布調査、応急対策の必要性判断、安全性把握の優先度調査、既存盛土の安全性把握調査、経過観察を行う。



調査の実施主体としては、既存盛土の分布調査、応急対策の必要性判断、安全性把握の優先度調査、経過観察は行政が、安全性把握調査は土地所有者等・原因行為者又は行政が実施する。

また、大規模盛土造成地については、既存盛土の分布調査（第一次スクリーニング）、安全性把握の優先度調査（第二次スクリーニング計画の作成）、安全性把握調査（第二次スクリーニング）、経過観察を行う。



調査の実施主体としては、第一次スクリーニング、第二次スクリーニング計画の作成は行政が、第二次スクリーニングは原則として行政が実施する。

二 既存盛土分布調査

調査は、規制区域内に存在する既存盛土の分布状況を把握するために行う。

地形図、空中写真、数値標高モデル、衛星画像等の図面の差分や比較解析等による机上調査、個別判読を行い、盛土等の箇所を抽出する。既存の調査結果・許認可情報等の結果から判明した盛土等の情報を追加し、必要に応じ公道等からの現地確認を行う。把握した盛土等の情報については、一覧表や位置図等に整理する。

また、大規模盛土造成地については、第一次スクリーニングを行う。造成前後の地形図、空中写真等の基礎資料収集、これをもとにした盛土造成地の位置の把握、および盛土の規模の把握を行う。

三 応急対策の必要性判断

既存盛土分布調査で把握された盛土等について、公道等からの現地確認により、盛土等の安定性を損なう著しい変状の有無を確認し、応急対策の必要性を判断する。著しい変状がある場合は応急対策の実施対象とする。

四 安全性把握の優先度調査

安全性把握の優先度調査では、把握された既存盛土について、安全性把握を実施する優先度を評価する。

盛土等のタイプの区分（谷埋盛土、腹付盛土、平地盛土等）に応じ、保全対象との離隔・対象数、地形・地質等によるリスク評価、変状等の有無（立入調査による現地確認）等によるリスク評価を行い、安全性把握の優先度を評価する。リスク評価を踏まえ、要詳細調査の盛土等（安全性把握調査の必要な盛土等）、経過観察を行う盛土等、当面の対応は必要のない盛土等の対応区分を行う。

また、大規模盛土造成地については、第二次スクリーニング計画の作成を行う。造成年代および変動確率、保全対象等の情報や、現地踏査の結果を踏まえ、優先度を評価する。

五 安全性把握調査

要詳細調査とされた盛土等、第一次スクリーニングで抽出された大規模盛土造成地について、安全性把握調査（大規模盛土造成地は第二次スクリーニング）を行う。

地盤調査として、調査ボーリング等による盛土等の土質や地下水位の把握等を行うとともに、地盤調査で得られた結果をもとに安定計算を行い、安全性の把握を行う。

六 経過観察

安全性把握の優先度調査で経過観察の対応とされた盛土等について、状況の変化や変状の発生等について、現地確認による経過観察を行う。経過観察の結果、変状等が確認された盛土等は、安全性把握調査の対象とする。なお、優先度調査で要詳細調査の対応とされた盛土等の対策が実施されるまでの期間についても経過観察を行う。

また、大規模盛土造成地については、安全性の確認が完了していないものについて、現地確認による経過観察を行う。

第六 基礎調査後の実施事項

一 基礎調査の結果の通知

基礎調査の実施後は、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を関係市町村長（特別区の長を含む。）に通知する。

二 基礎調査の結果の公表

基礎調査の実施後は、遅滞なく、盛土等の土地の所在地を示した図面を基礎調査の結果として公表する。